

# 必ずチェック 最低賃金!

## 使用者も、労働者も

### 徳島県最低賃金

労 使 仲よく 守ろう最賃

時間額

# 647円



**[発効日] 平成23年10月15日**

下記の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

特定(産業別)最低賃金件名	時間額(円)	適用除外される労働者	発効日
紡績、織物業	652	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手作業による糸切り、下張り、箱詰め又は包装の業務	平成15年 12月21日
造作材・合板・ 建築用組立材料製造業	775	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束・包装・箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務 (4) 繊維板製造業に従事する者	平成23年 12月21日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	801	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	平成23年 12月21日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	759	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	平成23年 12月21日

お問い合わせ・ご相談は

〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6

徳島労働局労働基準部賃金室(TEL088-652-9165) 又は最寄の労働基準監督署へ